敦賀市長 米 澤 光 治 様

敦賀市上下水道事業経営検討委員会

委員長 杉 山 友 城

敦賀市上下水道事業における各種計画の改定等について(答申)

令和6年8月6日付け水経第111号で、本委員会に対し諮問のありました敦賀市上下水道事業における各種計画の改定等について、慎重に検討を重ねた結果、本委員会の意見をまとめましたので次のとおり答申いたします。

はじめに

上下水道事業は、市民生活や企業の経済活動にとって欠くことのできない社会 基盤であり、将来にわたり健全な経営を持続し、市民に安全・安心な水と快適な 生活環境を提供するものでなければならない。

敦賀市上下水道事業を取り巻く環境は、近年の物価高騰による事業コストの増加、施設等の老朽化への対応に加え、頻発、激甚化する自然災害への備えなど多くの課題が山積している。このような、経営環境の変化や課題に対応するべく、敦賀市の水道事業においては「新水道ビジョン及び水道事業経営戦略等」の、下水道事業においては「下水道事業経営戦略」の改定を行い、これまで以上に中長期的な視点に立った計画的、効率的な事業運営を行っていくことが強く求められている。

これらのことを踏まえて、令和6年8月6日に敦賀市長から諮問を受け、本委員会では、今後、上下水道事業が健全な経営を持続していくための施策について6回にわたり慎重な検討を行ったところである。

1. 上下水道事業の経営の現状と課題

今後、人口減少により水需要は減少し続けると予測され、それに伴い水道事業の料金収入及び下水道事業の使用料収入の減少が見込まれている。さらに、近年の物価高騰等に伴う建設工事費の増加等の事業運営に与える影響が懸念される。

高度成長期に整備した施設等の更新時期の到来により、老朽化した施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となり、現行の料金・使用料水準を前提とした財政予測では、財源不足により計画的な建設改良工事の実施が困難となる見込みである。

また、地方公営企業法により独立採算制が強く求められる中、下水道事業では 事業初期の多額の建設費に係る企業債の償還金の負担が大きいことから、資金不 足が生じている。

課題としては、水道事業、下水道事業ともに改良工事を行うための財源の確保、さらに、下水道事業は資金不足解消のための資金の確保があり、そのためには支 出縮減の取組みや、収入の確保等が考えられ、これらについて具体的に議論を行った。

2. 各種計画の改定

(1) 新水道ビジョン、水道事業アセットマネジメント、水道事業施設耐震化計画、 水道事業水安全計画

これらの計画は令和元年度の策定から5年が経過し、計画策定時と比べて人口減少や社会情勢など現在の状況が大きく変化していることを踏まえ、これまでの実績や今後の物価高騰の影響を反映し、必要な建設改良費を改めて算定するとと

もに、新たに令和6年度から15年度までの10年間を計画期間とする改定を 行った。

なお、いずれも基本的な枠組みは変更せず、進捗状況を踏まえ、時点修正を 行っている。

(2) 水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略

経営戦略は、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、水道事業については令和元年度の策定から5年、下水道事業については平成30年度の策定から6年が経過したことから、これまでの経営状況や情勢の変化に応じた最新の将来予想を反映し、より質の高い経営戦略とするため、新たに令和6年度から15年度までの10年間を計画期間とする改定を行った。

今後、水需要の動向等を踏まえ、経営の状況を注視しながら定期的に内容の 見直しを実施する必要がある。

3. 経営健全化の取組み

近年、経営を取り巻く環境が厳しくなる中で、経営健全化のための取組みを行っており、今後もさらに取組みを進めていく必要がある。

【上下水道事業】

① 投資の平準化

物価高騰や社会情勢の変化も考慮し、投資効率を強く意識しながらも、年度毎の事業費を調整することで、一時に大きな財政負担がかからないよう投資の平準化を図る。

② 省エネルギー機器導入 設備の更新において、省エネルギー機器を導入し、電気料金の節減に努める。

③ 包括的民間委託の拡大

現在は、窓口業務や料金賦課・徴収業務、漏水調査業務、下水道施設運転維持管理業務等、既に包括的民間委託を導入しており、複数の業務を一括して民間事業者に委託している。今後は、事業運営の更なる効率化を図るため、委託の拡大についての検討を進める。

④ 収納率の向上

包括的民間委託により、民間のノウハウを活用し、水道料金及び下水道使用料の収納率向上を図る。

【水道事業】

① 施設の統廃合

現在の水需要に応じて、防災と安全性を確保しながら統合可能な施設を配水区域内の他の施設に統合することで、維持管理費や更新費用の抑制を図る。

② 設備のダウンサイジング

設備の更新時にダウンサイジングを行うことで、更新費用や電気料金の削減を図る。

【下水道事業】

① 水洗化率の向上

公衆衛生及び使用料収入を向上させるため、引き続き下水道への接続について周知・啓発活動を図る。

② 施設の統廃合

集落排水施設を公共下水道に接続することにより、統廃合を進め、維持管理費や更新費用の抑制を図る。

これら経営健全化の取組みを実施したうえでも、投資費用の増加や人口減少等による料金及び使用料収入の減少により、水道事業及び下水道事業ともに今後の収支均衡が図れず、健全な経営を持続できないおそれがある。

本委員会としては、経営健全化の取組みを十分に行い、費用の縮減を図ったうえで、将来にわたり安定した事業経営を行っていくには、収入を確保する必要があり、そのためには水道料金及び下水道使用料の早急な見直しが必要であると判断する。

4. 料金及び使用料改定について

(1) 水道料金

新水道ビジョン等各計画の見直しを実施した結果、最低限必要な重要給水施設 管路及び配水池の耐震化に加え、老朽化した施設の更新を行うためには、令和1 5年度までの10年間で約100億円の建設改良工事が必要となる。

人口減少や物価高騰など事業の経営環境の変化を踏まえた将来の収支見通しでは、今後10年間必要な建設改良工事を進めつつ、安定的な事業運営を行うための基準として設定した指標(黒字経営、補てん財源の確保、料金回収率100%)を満たすには、水道料金を37%引き上げなければならない。

しかし、一度に37%の引上げは使用者に与える影響が大きいため、段階的に 引き上げることが適当である。

最初の料金引上げの改定は20%とし、また、時期については、できるだけ早期に行うことが望ましいが、十分な周知期間など準備期間をとる必要があることから、令和8年1月とすることが適当である。次回の改定は、現状では令和12年度に20%の引上げを見込んでいるが、今後の水需要の動向や今回の改定等による収入への効果を踏まえ、改めて財務内容により検討する必要がある。

なお、本委員会としては、今後の水道事業の安定した経営のために、料金体系の見直しも必要と考えられることから、次のとおり検討を行った。

① 基本料金

現在の基本料金は、メーター口径別に設定されている。メーターの口径に比例する水量を供給するには、その分多額の設備投資が必要となることから、口径に応じた基本料金を設定することが望ましいため、現在のメーター別口径の料金体系は適当である。

また、水道事業に係る費用の大部分は、水道使用の有無に関わらず発生する固定費であるため基本料金の割合を高めていくことが安定した経営につながる。

② 従量料金

現在の従量料金は累進制となっているが、累進制は使用者の節水意識に強く働くため、料金収入の減少につながり事業運営に支障をきたすことが懸念される。今後、水需要の減少が避けられない状況であるため累進度を緩和することが対応策に挙げられる。

しかし、累進度の緩和は、近年の物価高騰を踏まえると慎重に検討を続けていく必要がある。

(2) 下水道使用料

下水道施設の建設改良費の推計によると、令和15年度までの10年間で施設の改築・更新と未普及対策を合わせて約190億円の事業費が必要となる。

人口減少や物価高騰など事業の経営環境の変化を踏まえた将来の収支見通しでは、今後10年間必要な建設改良工事を進めつつ、安定的な事業運営を行うための基準として設定した指標(黒字経営、補てん財源の確保、経費回収率100%)を満たすには、下水道使用料を30%引き上げなければならない。

しかし、一度に30%の引上げは使用者に与える影響が大きいため、段階的に 引き上げることが適当である。

最初の使用料引上げの改定は20%とし、また、時期については、できるだけ早期に行うことが望ましいが、十分な周知期間など準備期間をとる必要があることから、令和8年1月とすることが適当である。次回の改定は、現状では令和12年度に10%の引上げを見込んでいるが、今後の水需要の動向や今回の改定等による収入への効果を踏まえ、改めて財務内容により検討する必要がある。

なお、本委員会としては、下水道事業の安定した経営のために、使用料体系の 見直しも必要と考えられることから、次のとおり検討を行った。

① 基本使用料

現在の基本使用料は、固定的経費を基本使用料で賄えているため適当である。

② 従量使用料

現在の従量使用料は累進制となっているが、累進制は使用者の節水意識に強く働くため、使用料収入の減少につながり事業運営に支障をきたすことが懸念される。今後、水需要の減少が避けられない状況であるため累進度を緩和することが対応策に挙げられる。

しかし、累進度の緩和は、近年の物価高騰を踏まえると慎重に検討を続けていく必要がある。

③ 公衆浴場汚水使用料

現在、一般汚水用とは別に設定されている公衆浴場汚水使用料については、「公衆浴場法」等において、保健衛生上の観点や経営への配慮から必要な措置を講ずることとされている。このことから、一般汚水用よりも低い水準となっている現行の使用料体系を原則として継続するが、基本使用料や30 m³ までの超過使用料単価は、一般汚水用使用料と同額として改定し、31 m³ 以上の単価については据え置くことが適当である。

これらの料金及び使用料体系の変更について、本委員会で慎重に検討を重ねたが、今回の改定については使用者の納得感と、料金及び使用料改定の分かりやすさを重視し、基本料金(基本使用料)及び従量料金(従量使用料)について、一律20%引き上げることが適当であるとの判断に至った。

以上のことを踏まえ、本委員会で作成した料金表が以下のとおりである。

水道料金 (1か月あたり・税抜)

口径	基本料金 (円)	従量料金(円/m³)					
		1∼10m³	11~30m³	31~100m³	101m ³ 以上		
13 mm	1, 150						
20 mm	1, 370						
30 mm	1, 730		122	137	151		
40 mm	2, 020	5					
50 mm	3, 310						
75 mm	5, 040						
100 mm	6, 480						

下水道使用料

(1か月あたり・税抜)

種別	基本使用料(円)	従量使用料(円/m³)						
		1~10m³	11~20m³	21~30m³	31~40m³	41~50m³	51~100 m³	101m³以上
一般汚水	1, 370	7	151	180	209	238	269	294
浴場汚水	1, 370	7	151	180		4	7	

おわりに

上下水道事業は、人口減少等により厳しい経営環境となっている中においても、 将来にわたり安全・安心なサービスを提供できるものでなければならない。

このため、本委員会において上下水道事業の各種計画や、経営分析、経営健全化への取組みについて検討を行ったが、その結果、現行の水道料金及び下水道使用料では運営費用や投資費用を賄えるだけの水準に達しておらず、水道料金及び下水道使用料の引上げが必要であると判断した。

料金及び使用料の引上げにあたっては、市民生活等に与える影響を最大限に考慮して、十分な周知期間を設けるとともに、丁寧な説明に努められたい。さらに、 日頃から上下水道事業に対する理解が更に深まるような情報発信に努められたい。 また、水道料金及び下水道使用料については、今後も見直しが必要という状況 の中で、経営状況を注視し適切な時期に検討を実施されたい。

あわせて、将来の水需要の減少を踏まえた累進度の緩和や経営の安定化に向けて基本料金(基本使用料)と従量料金(従量使用料)の適切な配分についての検討も実施されたい。

最後に、本委員会で出された委員の意見や要望等を尊重するとともに、引き続き経営の効率化・健全化に取り組まれることを要望する。

検討経過

	日程	検討事項
第1回	令和6年8月6日	・諮問・水道事業の概要・下水道事業の概要・今後の課題
第2回	令和6年10月7日	・前回のふりかえり・各種事業計画の検討・経営指標による現状分析・将来予測・経営健全化の取組み・財政見通し
第3回	令和6年11月18日	・前回のふりかえり ・料金改定の検討方針
第4回	令和7年1月21日	・前回までのふりかえり ・改定率 ・料金体系検討
第5回	令和7年2月18日	・議員説明会の報告について ・上下水道事業の各種計画について ・料金体系の検討について
第6回	令和7年3月17日	・答申案の検討

委員名簿

委員長	福井県立大学 経済学部経営学科 教授	杉山	友城
副委員長	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 嘱託准教授	奥村	充司
委員	北陸税理士会 敦賀支部	金森	文質
委員	福井県中小企業診断士協会	田畑	裕司
委員	敦賀商工会議所 専務理事	奥井	純子
委員	敦賀市区長連合会 会長	中村 6	建之輔
委員	つるが環境みらいネットワーク 会長	増田	正樹
委員	つるが環境みらいネットワーク 会長 教賀市消費者連絡協議会 理事	増田野谷	正樹達子

(計10名 敬称略)